

平成30年度サービス産業生産性向上促進事業費助成金 募集要領

岐阜県では、県内サービス産業事業者の生産性向上を目的として、県内中小企業者が生産性又はサービス品質の向上に取り組む場合に要する費用等を助成することとしており、以下のとおり募集します。

1 助成金の目的

県内サービス産業事業者の生産性向上を促進するため、県内中小企業者が生産性又はサービス品質の向上に取り組む場合に、その経費等の一部を助成するものです。

2 助成事業者

応募できるのは、主たる事業がサービス産業であって、県内に主たる事務所を有する中小企業者のうち、下記基準に基づき、80点以上を得た事業者とします。(別紙3「調査票」参照)。

- (1) おもてなし規格認証2018の認定状況
- (2) 経営力向上計画もしくは経営革新計画の策定状況
- (3) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度の認定状況、もしくは、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の登録状況
- (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定(くるみん認定)状況
- (5) 岐阜労働局による新はつらつ職場づくり宣言企業登録制度の登録状況
- (6) 若者雇用促進法に基づく厚生労働大臣の認定(ユースエール認定)状況
- (7) 女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定)として、厚生労働省のホームページでの企業情報の公開状況
- (8) 障害者雇用促進法に規定する障害者雇用状況の報告義務を有する事業者(従業員45.5人以上)の平成30年6月1日現在の障がい者の法定雇用率(2.2%)、もしくは、障害者雇用状況の報告義務が無い事業者(従業員45.5人未満)の現時点の障がい者の雇用状況
- (9) 小規模企業者であること(従業員5人以下であること等)

※用語の定義

・サービス産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業)、G(情報通信業)、H(運輸業、郵便業)、I(卸売業、小売業)、J(金融業、保険業)、K(不動産業、物品賃貸業)、L(学術研究、専門・技術サービス業)、M(宿泊業、飲食サービス業)、N(生活関連サービス業、娯楽業)、O(教育、学習支援業)、P(医療、福祉)、Q(複合サービス事業)、R(サービス業(他に分類されないもの))に属する産業をいう。

・県内中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する者のうち、県内に本社を有する者及び県内に主たる事業所がある個人事業者をいう。

・小規模企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に該当する者をいう(従業員の数が、商業・サービス業については5人以下、その他の業種については20人以下であること)。

3 助成金対象事業及び経費

助成対象事業に要する経費で、以下に掲げるものを対象とします。

※ 1つの契約に係る経費に限る。複数の契約書に及ぶ場合は、1つの契約書に係る経費のみを対象とする。

なお、交付決定日前に着手したものについては、助成の対象外としますので、ご注意ください。

助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額
サービス産業 生産性向上促進事業	生産性又はサービス品質の向上に要する経費（ <u>1つの契約に係る経費に限る。複数の契約書に及ぶ場合は、1つの契約書に係る経費のみを対象とする。</u> ）	1/2 以内	上限 50 万円 下限 10 万円

4 事業期間

交付決定日から平成31年3月31日までとします。

※事業の着手日は、交付決定日以降となりますのでご注意ください。

5 申請書の提出

(1) 提出書類（各1部）

- ①平成30年度サービス産業生産性向上促進事業費助成金交付申請書（別記第1号）
- ②事業実施計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）（※1）
- ④登記簿謄本（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ⑤「常時使用する従業員の数」が確認できる資料（必要な場合のみ）（※2）
- ⑥「調査票」（別紙3）及び添付書類

※1 予算の裏付けとなる見積書等を添付すること。

※2 「常時使用する従業員の数」が確認できる資料は、労働保険概算・増加概算確定保険料申告書の写し、日本年金機構等公的機関による証明書等を次のいずれかの場合のみ提出すること。

(1) 中小企業基本法上の小規模事業者_{に該当する場合}

（商業・サービス業 従業員 5 人以下、製造業その他 従業員 20 人以下）

(2) 中小企業基本法上の中小企業者_{に該当するためには、同法に定める「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかの基準を満たす必要があるが、「資本金の額又は出資の総額」が同法に定める基準を満たさない場合}

(2) 提出期間

平成30年10月1日（月）～ ※予算がなくなり次第終了

※申請が予算額に達し、受付を終了した場合は、下記URLにてお知らせします。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/shokogyo-shinko/11351/service-shien.html>)

(3) 提出先

次の提出先に郵送により提出してください（持込不可）。

岐阜県 商工労働部 商工政策課 政策企画係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

※郵送の際は、「平成30年度サービス産業生産性向上促進事業費助成金交付申請書在中」と朱書きしてください。

6 助成金の交付決定

申請後、2～3週間で申請内容を県で審査し、県予算の範囲内で決定します。

なお、採択の可否は一定基準を上回る事業者より申請順（郵送受付印の押印順）に審査・決定します（別紙3「調査票」参照）。

7 スケジュール（予定）

申請書提出期間【県内中小企業者→県】	平成30年10月1日（月）～
助成金交付決定【県→助成事業者】	申請後、2～3週間後
事業実施	交付決定日以降～平成31年3月31日（日）
実績報告書提出【助成事業者→県】	平成31年4月10日（水）まで

8 留意事項

- （1）助成金は、助成事業完了後に実績報告書を提出いただいた後に交付します。なお、実績報告書は助成事業完了後30日を経過した日、又は平成31年4月10日（水）のいずれか早い日までに提出してください。
- （2）交付決定を受けた後、経費の配分若しくは内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）しようとする場合又は助成事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- （3）助成事業に係る経理書類は、平成36年3月まで保存していただく必要があります。
- （4）助成事業が適切に行われていないおそれがある場合は、必要な報告を求めたり、事業所に立ち入り検査を行うことがあります。

<お問い合わせ先>

岐阜県 商工労働部 商工政策課 政策企画係

TEL : 058-272-1111(内 3044) FAX : 058-271-6873

e-mail : c11351@pref.gifu.lg.jp